

（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画（素案）について

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神上的の障害などにより判断能力が十分ではない人が、財産管理や日常生活等において不利益を被らないよう社会全体で支える仕組みである。

今後のさらなる高齢社会への対応や共生社会の実現に向け、成年後見制度のより一層の利用促進を図るため「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）」に基づき成年後見制度の利用促進計画を新たに策定するもの。

1 計画の位置づけ

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく北九州市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画
- ・北九州市いきいき長寿プランの基本目標の一つである「住みたい場所であんしんして暮らせる」の基本的な施策
- ・北九州市障害者支援計画を構成する北九州市障害者計画の基本目標「安心して暮らすための支援体制の整備」及び「人権の尊重と共生社会の実現」の基本的な施策
- ・北九州市SDGs未来都市計画達成への施策

2 計画期間

平成31年度から平成32年度まで（2年間）

※平成33年度以降は、いきいき長寿プランや障害福祉計画に包含を予定

3 計画の審議・意見聴取経過

- ・北九州市社会福祉審議会（平成30年11月）
- ・北九州市障害者施策推進協議会（平成30年7月、10月）
- ・北九州市高齢者支援と質の向上推進会議（平成30年7月、11月）
- ・市政モニターによるアンケート実施（平成30年8月）
- ・老いを支える北九州家族の会、北九州市障害福祉団体連絡協議会、弁護士会、社会福祉士会等の市民団体、専門職団体

4 今後のスケジュールについて（予定）

- 3月13日（水） 保健病院委員会に素案、パブリックコメント実施を報告
- 3月18日（月）～4月17日（水） パブリックコメント実施
- 5月（予定） パブリックコメント結果を保健病院委員会に報告